

令和2年第3回定例会

富良野市議会会議録

令和2年9月17日(木曜日)午前10時00分開議

◎議事日程(第4号)

日程第1 市政に関する一般質問

大栗民江君

1. ふるさと納税の増収対策について
2. 障がい者への理解の促進について
3. 障がい者が支援を受けやすい取り組みについて
4. 聴覚障がいのある方への支援について

水間健太君

1. 市道における街路灯及び街路樹の適正な管理について
2. 学校屋外施設・設備の安全確保について

◎出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	関野常勝君
	14番	日里雅至君		15番	本間敏行君
	16番	水間健太君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君
保健福祉部長	柿本敦史君	経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君
建設水道部長	小野豊君	看護専門学校長	澤田貴美子君
総務課長	今井頭一君	財政課長	藤野秀光君
企画振興課長	関澤博行君	教育委員会教育長	近内栄一君

教育委員会教育部長 亀 淵 雅 彦 君

農業委員会事務局長 井 口 聡 君

監査委員事務局長 佐 藤 克 久 君

公平委員会事務局長 佐 藤 克 久 君

選挙管理委員会事務局長 大 内 康 宏 君

監 査 委 員 鎌 田 忠 男 君

選挙管理委員会委員長 伊 藤 和 朗 君

◎事務局出席職員

事 務 局 長 清 水 康 博 君

書 記 佐 藤 知 江 君

書 記 大 津 諭 君

書 記 向 山 孝 行 君

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、
宮 田 均 君
渋谷 正文 君
を御指名申し上げます。

発言の取り消しの申し出について

続いて、昨日9月16日の一般質問における発言について、本間敏行君から、会議規則第63条の規定により、お手元に御配付の発言取り消し要旨のとおり、発言を取り消したいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり、許可することに決しました。

日程第1 市政に関する一般質問

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、昨日に引き続き、市政に関する一般質問を行います。

それでは、ただいまより、大栗民江君の質問を行います。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） -登壇-

おはようございます。

通告に従い、一般質問します。

1件目に、ふるさと納税の増収対策についてお伺いします。

1項目めは、ふるさと応援寄附金増額の取り組みについてです。

新型コロナウイルスの影響で、農業と観光のまち富良野市の経済は大変な打撃を受けており、歳入の税収が大幅減となるのが目に見えています。富良野市における新たな財源確保として、ふるさと納税の増収対策に力を入れるべきと考えます。

8月19日の日本経済新聞で、2019年度のふるさと納税は、全国的に7年ぶりに減少に転じたが、北海道内へのふるさと納税寄附額は、全国最大の660億4,700万円と、前年度に比べて31%伸びたと報道されています。中でも、紋別市は、前年度の3.6倍の77億3,800万円で5位からトップに、2位の白糠町は、2.1倍の67億3,300万円で、ポータルサイトを三つ加えて17カ所に、千歳市は、45位から6位に、サイトを六つ加えて8カ所に、105位だった中札内村は、返礼品を3倍近く広げ20位になど、躍進した道内自治体の取り組みが紹介されています。

今年度、予算特別委員会でも、黒岩委員よりふるさと応援寄附金に対し、新たな自主財源を生み出すことは、硬直から抜け出して、新たな政策、または市民要望に応えることも可能となり、大変重要で、増額への可能性について質疑がありました。

そこで、伺います。

1点目に、本市は、昨年度から1カ所増の2カ所のポータルサイトに取り組みれておりますが、外出自粛による巣ごもり生活やキャッシュレス決済におけるポイント還元などを比較してポータルサイトを利用する動向が強くなっており、もっと積極的に複数サイトにふやすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、せっかくの返礼品も受け付け終了や受け付け期間外が多くては、増額への可能性を心配するところです。そのために、多様な返礼品メニューの新規開拓の方策として、例えば、毎年、上位、常連に位置する都城市の都城市ふるさと納税振興協議会やチーム南さつまふるさと納税振興協議会、大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合などの取り組みを参考に、メイドインフラノの特産品、生産者、返礼品提供者や見守り型、体験型に取り組める事業者などの組織化で体制づくりを推進する考えはいかがでしょうか。

3点目に、令和2年第1定の質問では、ガバメントクラウドファンディングについて、市民発案プロジェクトは、市民の意見をまちづくりに反映する手段の一つとして考えられるが、公共性、公益性などの諸課題もあることから、研究していくとの答弁でした。

コロナにより市内経済が危機に扮しており、行政課題も山積みです。前に進めるスピードを加速させる必要があると考えます。

そこで、市がテーマを設定して、それを掲示し、市民からの提案を募集する市提案型協働事業で、ガバメントクラウドファンディングのプロジェクト創生に取り組む考えはいかがでしょうか。

2件目は、障がい者への理解の促進についてお伺いします。

本市では、「ともに生き・ともに暮らせるまち 富らの」を基本理念として、障がい者施策に取り組み、第4

期富良野市障がい者計画を平成30年3月に策定されています。

先天性や後天性など、障がいの種類や程度等は人それぞれ違いますが、病気や事故など、障がいは誰にでも生じる可能性があるもので、さまざまな種類の障がい特性やコミュニケーション方法を理解することは、障がいの有無にかかわらず、ともに暮らせる地域社会の実現に通じ合う第一歩と考えます。

そこで、障がいの特性をよく知るということを前提として、障がいに対する理解を深め、学び、かかわる、サポートするという仕組みの構築が必要ではないかと考えます。

そこで、1点目に、障がいに対する理解を促進する仕組み構築の例として、鳥取県が、障がいを知り、ともに生きる地域共生社会を目指すサポート運動を平成21年11月に、あいサポート運動として開始されています。現在は、8県14市6町の自治体、2,109の企業、団体に広がっており、道内でも観光都市の登別市や苫小牧市が行っていますが、このような運動に対する市の認識についてお伺いします。

2点目に、今後、富良野市として、サポートする仕組みの構築をどのように取り組んでいかれるのでしょうか、考えをお伺いします。

3点目に、平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法は、地方公共団体に対応要領の策定を努力義務としています。

富良野市選挙管理委員会では、平成31年3月、成年被後見人の方、障がい者の方への理解と支援について選挙事務におけるマニュアルを作成されていますが、富良野市での職員対応要領はどのようになっているのでしょうか、取り組みについてお伺いします。

3件目は、障がい者が支援を受けやすい取り組みについてお伺いします。

1項目めに、障がい者支援用バンダナの作成についてです。

富良野市障がい者計画策定に当たり、行ったアンケートでは、火事や地震、水害などの災害時に困ることは何ですかとの問いには、安全なところまでの迅速な避難をすることができない、避難場所の設備や生活環境が不安との声が多く、今後、富良野市にしてほしいと思うことは何ですかとの問いには、災害時における障がい者への対応が一番となっており、災害時の避難行動に不安を感じている障がい者や家族が多いとの調査結果が示されています。

避難行動時に障がい特性による支援が必要な方に対し、どのような支援を必要としているのか、また、どのようなお手伝いができるのかを書き込める障がい者支援バンダナを作成し、配付する取り組みが広がっており、自治

体独自のオリジナルバンダナの活用はすばらしい取り組みと考えます。

そこで、富良野市として、障がい者支援バンダナを作成し、支援が必要な方などに配付する取り組みを考えてはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

4件目は、聴覚障がいのある方への支援についてお伺いします。

1項目めに、聴覚障がい者に対する意思疎通支援についてです。

障がい者の意思疎通には、それぞれの障がい特性に応じて多様な手段が必要ですが、聴覚障がい者との意思疎通支援は、市としてどのような取り組みを行っているのでしょうか。

国は、手話通訳者の設置がない市町村に対し、新型コロナウイルスや災害時にも活用できるタブレットなどを活用した遠隔手話サービス等を利用した意思疎通支援の環境整備を行っていますが、富良野市の取り組みの考えについてお伺いします。

2項目めに、手話に関する条例化の見解についてです。

北海道では、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例、北海道意思疎通支援条例と、北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例、手話言語条例が平成30年3月20日に同時成立し、4月1日施行しています。

道内の市町村においても、手話に関する条例制定の動きが拡大しています。手話言語条例の制定により、言語としての手話を学校教育の中に取り込むなどの動きも、徐々にではありますが、全国的に広がってきており、今後、富良野市においても、手話に関する条例制定について検討する必要があるのではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 登壇

おはようございます。

大栗議員の御質問にお答えします。

1件目のふるさと納税の増収対策についての1点目、ふるさと応援寄附金増額の取り組みについてであります。本市におきましては、平成28年12月からインターネットのポータルサイトを活用したクレジットカードによる納税を開始し、さらに、昨年8月からは新たにポータルサイトを一つ追加し、現在は、二つのポータルサイトによりふるさと納税の募集を行っております。

ポータルサイトの活用により納税額の実績も増額となっていることから、インターネットを活用した募集が効果的であると認識しているところであります。

ポータルサイトの追加につきましては、寄附金の収納、

所得税や住民税の申告書類の発行、返礼品の在庫管理など、複数化に伴い、事務的な諸手続が発生しますが、サイトを活用した宣伝効果が期待できることから、諸課題の解決に向けた整理を行い、サイトの追加を検討してまいります。

次に、返礼品の新たなメニュー開発の体制づくりであります。これまで、返礼品の企画におきましては、富良野物産観光公社と連携し、返礼品の選定を行ってきているところであり、昨年度からは、ポータルサイトとふるからのアドバイスをもらいながら、3者による返礼品の企画を進めてきたところでもあります。

生産者や事業者の組織化による体制づくりにつきましては、新たな返礼品開発の役割を富良野物産観光公社が担っておりますので、新たな組織の立ち上げは、現在、考えておりません。

次に、ガバメントクラウドファンディングにつきましては、これまで具体的な取り組みには至っておりませんが、寄附者が、ふるさと納税を通じて使い道を選び、直接、行政に意思を反映できる仕組みであることから、みずからの関心のある地域プロジェクトに投資できるメリットがあり、また、ふるさと納税制度の本来の趣旨である地域振興につながる制度であると認識しております。

さらに、民間投資家からの資金調達にとどまらず、募集するプロジェクトの事前プロモーション機能もあることから、地域活性化の有効な手だてと考え、地域課題を解消する効果的なプロジェクトや地域の活性化につながるプロジェクトについて、検討を進めてまいります。

2件目の障がい者への理解の促進についての障がい特性の理解を促進する運動についてであります。鳥取県などで展開しているあいサポート運動は、誰もがさまざまな障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮等を理解して、手助けや配慮を実践することで、障がいのある方が暮らしやすい地域社会をみんなで一緒につくっていく運動として鳥取県から始まったもので、道内では、苫小牧市、登別市が鳥取県と連携協定を締結し、取り組んでおります。一般住民や企業の従業員を対象として、手助けを実践するサポーターの養成研修などを通じ、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、取り組みを進めているものと認識しております。

本市における障がいのある方への理解の促進の取り組みといたしましては、障がい者地域生活支援事業や市民出前講座を通じ、市民を対象とした研修会などを開催し、障がいのある方への理解の促進に今後も努めてまいります。

次に、富良野市職員対応要領の策定状況についてであります。障害者差別解消法に基づき、富良野市職員対応要領を平成30年10月1日に施行し、職員に通知を図つ

ております。また、同年10月30日、31日の2日間において、障害者差別解消法に基づく地方公共団体の合理的配慮及び職員対応要領についての職員研修会を開催しております。

今後も、職員研修会の開催などにより、障がいのある方に対する職員のさらなる理解と合理的配慮の徹底を図ってまいります。

3件目の障がい者が支援を受けやすい取り組みについての障がい者支援用バンダナの作成についてであります。本市では、障がいのある方や要介護者、高齢者などで災害時の避難の際に支援が必要な方に対し、避難行動要支援者名簿を作成し、円滑な連絡体制や避難誘導を確実にを行うための準備をしております。

支援用バンダナにつきましては、避難所等において外見からは支援が必要であることが理解されにくい要支援者が身につけるもので、迅速な支援や配慮を行うためには有用であると考えられますので、導入について検討してまいります。

4件目の聴覚障がいのある方への支援についての1点目、聴覚障がい者に対する意思疎通の支援についてであります。本市では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や講演会などへの配置、市庁舎の窓口への携帯助聴器の設置や耳マークポスターの掲示等により、聴覚障がい者への意思疎通支援に取り組んでおります。

タブレット端末などによる遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援については、本年7月に、北海道から、遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者への意思疎通支援体制の強化事業に係る照会があり、市の窓口業務担当課などと打ち合わせを行い、全庁的なニーズを協議した結果、市の窓口業務においては、筆談による応答など、ふだんから十分にコミュニケーションが図られていることから、遠隔手話サービスの導入は見送ることとしております。

2点目の手話に関する条例化の見解についてであります。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語として位置づけられたことにより、条例制定の動きが全国的に広がり、北海道内においては、北海道並びに道内22市において手話言語条例が制定されております。

本市といたしましては、市民が手話を学べる機会として手話講座を開催し、手話の普及、理解の醸成を図っているところではありますが、今後のさらなる取り組みとして、手話言語条例について関係機関などと協議を行いながら研究してまいります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） それでは、1件目のふるさと納

税の増収対策について再質問をしてみたいと思います。

サイトのことに関しては、追加検討するという御答弁をいただきました。

しかし、協議体の設置についてはいまのところ考えていないという御答弁でありましたが、壇上で紹介しました白糠町は、税収が9億5,000万円で、ふるさと納税は税収の7倍の67億円を集めています。富良野市のふるさと納税に関しては、寄附を集めるのは総務課、そして、用途を決めるのは財政課、返礼品開発は商工観光課、そして、企業版やクラウドは企画振興課、返礼品の発送は物産観光公社といろいろ分かれているわけですが、こういう税収以外の財源をやはりしっかりと集めていくといったときには、民間のお力が私は必要だと思っております。そのお力をいただいて、官民一丸となって取り組めるような、ふるさと納税についての積極的な体制づくりというのが求められていると考えられますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の再質問にお答えします。

官民一体となったふるさと納税の推進という観点からの御質問だというふうに思います。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、現在、先ほどの大栗議員の御質問にありました何件かの協議会の件については、私どもも状況は把握しているつもりでありますけれども、民間の皆さんたちが一緒になって物産を売り出そうという意味も含めてつくられたというふうに経緯は聞いてございます。

その中で、先ほど私どももお話をさせていただきました株式会社富良野物産観光公社というのは、もともとの考えは富良野の物産を多く売り出していこうということからできた会社だと思っておりますし、また、任意団体でございますけれども、富良野地方物産振興会とも非常に近いところがございます。そういう面では、富良野物産観光公社というのは適任だろうというふうに考えているところでございます。

先ほど申しましたように、ほかのまちの振興協議会というふうな形で、例えば民間の皆さんたちが積極的になってきて動き出すという機運があった段階では、市としましていろいろと支援してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） いま、機運があれば、市として積極的に支援していきたいという御答弁をいただいたと

ころです。

実は、白糠町ばかり出しますけれども、そこでは、ふるさと納税推進係というのをきちんと設けております。そして、その係では、納税額の推移だとかサイトの傾向、また対策、そのほかさまざまな情報収集や分析を行い、町の資料をきちんと作成して、それをもとに会議体で共有しています。その係では、まちで起きた出来事とか返礼品にまつわる情報、職員自身の実体験などをつくりながら、全国にいる寄附者にオリジナルのメールなどもされています。白糠町では、46万件の寄附件数があります。でも、そのようなしっかりとした縁の下の力持ちの職員があって、こういうリピーター率の高さやふるさと納税の大躍進へとつながっていると私は思っています。

富良野市においては、現在、総務課は、防災、情報、統計、選挙、職員、人事、ふるさと納税という体制で進んでいます。しかし、本腰を入れてふるさと納税に取り組める、そういう職員の配置を適材適所で行っていくべきだと思います。機運があればということですが、機運があるかどうかというのは民間の方からお伺いしたことがあるのでしょうか。こういう体制、配置が必要と考えますけれども、この点、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 大栗議員の再々質問にお答えさせていただきます。

クラウドファンディングを含め、ふるさと納税の効果、そういったものについては十分に認識しております。市のいまの財政の状況の中でも大切な財源の一つというふうに考えております。

この後、ふるさと納税を含めて充実、拡大していくための方策ということでさまざま御提案いただきましたが、市の内部でも、いま、どのような形、体制で、そしてふるさと納税の増額に結びつけていくかということで、返礼品の関係も含めてちょっと幅広くなりますけれども、検討させていただいております。

そんな中で、御指摘のあった、また、担当の部長のほうからもお答えさせていただきましたが、民間の方々の意識の高まり、そんなものも総合的に判断をさせていただきながら、体制整備も検討させていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） わかりました。

このふるさと納税、特にクラウドファンディングというのは、具体的な使い方としてプロジェクトに応援できるという一番のメリットがあります。ですから、使い方の趣旨とか内容、そして成果を明確にすることで、寄附者と継続的なつながりを持てるし、関係人口の増加も期

待することができると考えています。

サイトでも、災害支援や起業家支援プロジェクトほか、道内でも多くの自治体や団体がプロジェクトを創設しています。今回、ガバメントクラウドファンディングに初参加をされた登別市では、Be Smile（ピースマイル）プロジェクトということで初挑戦しています。プロジェクトの創設を生み出すアイデアは高校生で、その提案を実現するのが地域の大人、行政ということで、コロナで大変な思いや我慢をしているのは、大人だけでなく、子供も一緒と思いますので、ぜひ、部局の垣根を越えて、老若男女問わず参加できる行政提案型の協働事業を進めていくこと、ここが大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の再々質問にお答えします。

ガバメントクラウドファンディングといいますが、クラウドファンディング型のふるさと納税に対する御質問だというふうに思っています。

先ほども御答弁させていただいておりますけれども、前回の御質問以降、私どもとしてもさまざまな形でさせていただいておりますが、目に見える具体的な取り組みを行うまでには至っていませんという答弁をさせていただいております。この間の経緯を申しますと、例えば、観光振興のために新たに具体的なものができないかとか、先ほどありましたように、新型コロナウイルス感染症対策について具体的に何かできないかというところを内部的にも調整させていただきました。そこはまだ具体的な動きにはなっていませんけれども、先ほども御答弁させていただきましたけれども、地域の活性化につながる事とか、直接、意思を反映できる仕組みであるということでございますので、プロジェクトについては、再度、今後も含めて検討させていただきたいということで答弁させていただいております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） では、今後のプロジェクトに期待をするところです。

寄附者に感謝と成果を伝えるような取り組みといたしますか、先日、ふるさと納税の返礼品として、当麻町の町長みずからガイド役を務めた、全部ある当麻町バーチャルツアーというのが話題を集めました。まちのPRも交えながらのそのツアーは、あと2回、開催予定で、町長は、町外の方が当麻町を訪れたいと思うきっかけになればうれしいとのコメントを発しております。

富良野市は、ポータルサイトや物産観光公社に委ねる

ウエートが大きくて、謙虚な仕事をされてはおりますが、国難とも言われているこのコロナ災害を乗り越えるには、もっと積極的に、小さくてもいいから指定寄附に対する多くの事業を行って、コロナ禍だからこそできるオンラインだとか、そういうところに挑戦というか、打って出るリーダーシップを発揮した取り組みというのはいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど市長からも答弁させていただいておりますけれども、今後、ふるさと納税に関しましては、私どもも、もちろん担当という部分もありますけれども、理事者みずからも積極的に取り組んでいこうというふうに指示を受けております。そういう面では、私どももふるさと納税に対する考え方を常に意識しながら進めさせていただいているところでございますので、今後もそういうものを含めて進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） それが市の元気の源にもなると思いますので、よろしくお願います。

続きまして、2件目の障がい者への理解の促進についてお伺いします。

あいサポート運動の取り組みについては、見解をお伺いしたところでございます。

道内でも広がっているあいサポート運動の「あい」というのは、私という意味の「あい」、そして、愛情の「あい」、支え合いの「あい」の三つの意味があり、私の意思で愛情を持って支え合っていこうという方を地域にふやしていくという運動です。

障がい福祉というのは富良野圏域で行われておりますので、富良野地方の自立支援協議会などとの話し合いとか御相談も重要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御質問のとおり、地域生活支援事業として、障がい者支援事業者に沿線5市町村で委託して自立支援関係の事業を進めております。

あいサポート運動に関しまして、今回御紹介いただきまして、私どももそういう動きがあるというのは知ってはおりますが、今回の御質問をいただいて、詳しい内

容についていろいろと情報収集をさせていただきました。

確かに、大まかに言いますと、障がいのある方々への理解の促進に市民を挙げて取り組んでいこうという運動だというふうに考えております。この運動を取り入れるかというところは、これからの生活支援事業の中でも話題を提供しながら、情報共有をして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 続きまして、対応要領については富良野市でも策定されたということでございます。障害者差別解消法の第10条第3項には、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。」と定められています。

富良野市で要領を策定されているのであれば、公表を速やかに行うべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

職員対応要領につきまして、公表すべきではないかという御質問です。

障害者差別解消法につきましては、本市のホームページにおきまして掲載し、市民に広く周知を行っているところでございます。その中において、地方公共団体等、行政機関は不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供というのが義務づけられておりますということも皆さんに周知しているところであります。

ただし、職員対応要領は、あくまでも、障害者差別解消法に基づき、障がいをお持ちの方々が来庁されたときなどに合理的配慮をしなければならないというようなことを例示を含めて定めたものでございまして、職員に徹底すべきものであるというふうに認識しておりますので、これを公表するということは現時点では考えておりません。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） いま、多くの自治体で、しっかりと市民の皆さんに、市がこういうことをやっているんだ、こういう考え方なんだということで、さまざまなものを情報発信し、公表されています。

そういった中で、職員向けだから市は公表を考えていないということですが、ほかのまちでは、しっかりと公表されて、そして、合理的配慮を行う努力をしましょうということで行っております。民間の方々に向けても、

サポートを兼ねてそういう要領をつくって公表されているところもあるという中で、私としては、考え方が少し後退しているというか、協働のまちづくりからしても後退しているのではないかなと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、障害者差別解消法に基づき、地方公共団体といたしまして、例えば合理的配慮などを徹底しなければなりませんよということで、市民の方にはホームページで周知しているところでございます。

ただ、職員対応要領ということで、職員に対してこういうことをしていきましょうという内容までは、いまのところ、公表することはないのではないかと判断のもと、公表していないということでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） その判断というのは、担当部でなされたのか、それとも、全庁的なものなのか、そちらの判断に関して、どこが、どういうふうに決定されたのか、お伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

職員対応要領に関しましては、市役所全庁のグループウェアという中で周知をし、研修も行いまして、グループウェアの中では職員がいつでも要領を確認できるような形で、常にそれを確認し、周知徹底することができるようになっております。

職員対応要領に関して、現状ではホームページに載せておりませんが、それは、私ども担当部の判断で載せていないということでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） グループウェアで確認できるので、担当課のほうで判断して載せていないという御答弁でございましたが、この職員対応要領は、いろいろな市町村にございますけれども、実は、その中では、職員だけでなく、議会というものも入っているまちもございます。そういう中におきましては、富良野市がどのような職員対応要領を定めて、どういうふうに合理的配慮を、まちの中に、そして市民の皆さんに広げていこうとされているのか。これは、今後、検討して公表すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

いま、大栗議員から御質問いただいた部分を踏まえて、他市の状況等々も調査いたしまして、今後、どのような形でその部分を市民にお伝えしたほうがいいのかどうかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 続きまして、バンダナに関しましては、導入について検討していくと前向きな答弁をいただいたところであります。

福祉と防災といえますか、人は、いざというとき、逃げない傾向を持っていると言われており、中でも障がいをお持ちの方は声を上げるのをちゅうちょする傾向があり、3.11の大震災の教訓でも逃げおくれが指摘されています。

障がい者支援用バンダナは、避難行動要支援者になる障がい者の方々が、どのような支援を求めて、どこに避難したいのか、そして、どなたが、どのようなお手伝いをして守ってくれるのかを平時から考えて、具体的な事柄を書ける書き込み式バンダナで、支援を必要としている方も、学生など若い人たちも考えて、そして、障がいの有無にかかわらず、協働を育むインクルーシブ防災のアイテムということで、そういう観点から提案させていただきました。

本市では、民生委員がオレンジのビブスを着用し、日ごろから見守り活動を行い、支え合いマップづくりをしてくださっておりますが、複合災害に立ち向かっていく上で、特に福祉と災害は平時から連携を超えた連結がますます必要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

本市でも、災害があった際、避難しなければならないときに、障がい者の方や高齢者の方など、災害時のときに支援しなければならない方というのはやはり重要な課題だというふうに、福祉の面からも防災の面からもそういうふうに考えております。

議員も御承知だと思いますが、避難行動要支援者名簿というものを作成し、いざというときに円滑な連絡体制や避難誘導を確実にを行うための準備をしております。民生委員・児童委員さんのお力もおかりしまして、各地域の支え合いマップというものを、それこそ民生委員さんの方に歩いていただいて、皆さんからの情報をマップに

まとめ、要支援者の方が避難するときは誰々さんが声をかけるということまで図式で示して、いざというときの準備を図っているということでございます。

そのように、いろいろな方面のいろいろな方々のお力をかりながら、福祉、災害の両面での取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 続きまして、4件目に行きたいと思えます。

今回、7月に照会があり、打ち合わせをしたけれども、今回、富良野市でもさまざまやっているの見送ったという御答弁をいただいたところでございます。

聴覚障がい者は、本当に高齢化しております。聴覚障がい者というのは、人数も少ないので、どうしても遠慮がちになっていきます。訪問者の方が来られても、玄関のピンポンは聞こえません。だから、パトライトですとかファクスが頼りになります。火災報知機の音も聞こえないので、ワサビのにおいや振動式が頼りですが、借家だから、大家さんもこの部屋だったら大丈夫かなとか、さまざまな自助努力をされています。そういう皆さん方のために、感染予防や災害時にも活用できるようにとこんな便利な遠隔サービスを国のほうで促進しているので、市でも導入してみましたけれども、どうですか、どうぞ体験してみてくださいと提供するのが行政のあり方、合理的配慮になるのではないかと考えます。

道内の市町村でも、ろうあ連盟や設置通訳者、富良野市社会福祉協議会、登録通訳者などに設置する体制整備が進んでおりますけれども、7月に北海道より紹介があったということでございましたが……（発言する者あり）、ろうあ連盟さんより本市へ説明したい、説明に伺いたいという……

○議長（黒岩岳雄君） 質問を簡潔にお願いします。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

質疑の内容を整理して、改めて、質問をお願いします。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 先ほど、本年7月に北海道より照会があったという御答弁をいただいたところでございます。私は、こういう事業に対しては、当事者のお声を

しっかりと聞くべきだと思います。当事者の北海道ろうあ連盟さんより、富良野市へ御説明にお伺いしたいというような対応、問い合わせはございませんでしたか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

ろうあ連盟さんのほうから御連絡がございました。電話をいただいて、その次の日に来たいということであったのですが、担当課長の日程と合わないということで、申しわけございませんが、後日、また御連絡いただければ日程調整しますというお話をさせていただいて、それ以降、御連絡はなかったという状況でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 北海道ろうあ連盟さんがこちらのほうに来るとということで、担当課の課長さんがいらっしゃらなくても、課長のかわりとなる職員の方もいらっしゃると思います。同行をつけていらっしゃるという部分の中では、しっかりとそういう対応といたしますか、当事者の声を聞くために、電話連絡で済ますのではなく、また、来なかったからと言っておりますけれども、後日、北海道のほうから、こういうものがございます、10分の10の国庫負担もございますというさまざまな御連絡、お話というのはそちらの耳に入っているのでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

当然、北海道からの照会がございました。ろうあ連盟さんからもそのようなお話がございましたが、導入をするかどうかというところは綿密に庁内でも打ち合わせをしながら得た結論でございまして、ろうあ連盟さんからの情報が足りなかった、北海道からの情報を聞いていなかったということとはまた別問題というふうに認識していただきたいというのがまず一つです。

それから、ろうあ連盟さんからお電話をいただきました。そして、申しわけないけれども、日程が合わないで、後日、連絡をいただいて、また日程調整しようというお話で終わっているということでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 日程調整しようということであったのであれば、その後、どうなりましたかという形でこちらから尋ねていくというのも一つではないかなと私は思います。

富良野市の障がい者計画には、「障がい者のコミュニケーション・情報の確保のため、最新機器・技術の導入

を検討します」との施策がきちんとうたわれております。

また、話がちょっと膨らみますけれども、本年6月5日に、耳の不自由な人が電話を利用しやすくなる電話リレーサービスということで、そういう法律、法案が成立して、公共インフラ整備として、いま、2021年度を目途に準備が進められております。電話リレーサービスを提供するには、聴覚障がい者などが手話通訳者などのオペレーターと意思疎通を図る遠隔手話、通話サービスのシステムが必要でございます。

このことに関しまして、富良野市は、新しい機器の導入を検討しますと計画の施策に載っている中では乖離があるように思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

私どもは、この遠隔手話サービスの導入に関しましては、作為をなさなかったわけではなくて、担当窓口で実際に対応する職員の意見も十分に聞いて、筆談等により十分にコミュニケーションがとれていて、その部分は必要ないという意見をまとめております。

また、他市の状況もお聞きして、実際にこのデモ機を使って試験運転をして、聾啞者の方に利用してもらったという事例がございまして、そこでは、現時点では非常に反応も悪くて使い勝手がよくなくて、これでは要らないという聾啞者の意見もあったということで、障がい者の方からの意見も把握しております。

そういう総合的な見地から、今回、現時点での判断は見送らせていただいたということですので、どうぞ、議員も理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） いろいろな機器も向上しております。道内でも、美幌町と音更町の2カ所で導入しておりました。

それが今回は……（発言する者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議会運営委員会開催のため、休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほど議会運営委員会が開かれましたので、その報告をお願いいたします。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長（後藤英知夫君） ただいまの議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。

ただいまの大栗議員の一般質問中の遠隔手話サービスに関する質問については、最終答弁があったということで、このことについてはこれ以上の質問は重複となること、また、質問は、一問一答方式の原則に従い、簡潔にさせていただくということで、議会運営委員会の結論を見たところであります。

以上、報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 先ほどの質問のほうは、取り下げをさせていただきたいと思えます。

最後に、障がい者を含むあらゆる人を社会の構成員として捉え、支え合う、そういうインクルーシブの考え方に基づいて、庁舎建設にあっても各所で合理的配慮が行われている、そういう市役所であっていただきたいという願いを込めまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、大栗民江君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、水間健太君の質問を行います。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問いたします。

1件目に、市道における街路灯及び街路樹の適正な管理について質問します。

高度経済成長期に次々と建設、整備が進んだインフラは、老朽化が進んでおり、道路や橋梁はもとより、道路附属設備である街路灯などの経年劣化も見過ぎすことの

できない大きな課題です。

また、街路灯の経年劣化による倒壊事故が全国的にも散見されるようになっており、本市においても、街路灯の定期的な点検を行い、現状把握をした上で、今後、道路、橋梁の整備とあわせ、附属設備である街路灯などの計画的な整備や更新を行っていく必要があると考えます。

そこで、1項目めに、市道における街路灯の老朽化対策について質問します。

1点目に、市道における街路灯の老朽化の現状はどのようなになっているのか、お伺いします。

2点目に、市道における街路灯の整備更新の方法、優先順位の考え方についてお知らせください。

次に、2項目めに、市道における街路樹の適正な管理について質問します。

街路樹は、道路整備の際に植栽されたものが経年により大きく成長することで、視界不良など通行の妨げになることや、電線への干渉、落ち葉の問題などの課題が表面化してきます。また、大きく成長した樹木は、台風や強風などによる倒木の危険性が増すことも予測されることから、未然に事故を防ぐため、計画的な管理が重要であると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、街路樹の剪定や伐採などの管理基準の考え方についてお知らせください。

2点目に、街路樹の中でも、針葉樹は根が浅いため、大きく成長した場合、強風などによる倒木の危険性が高いのではないかと考えますが、見解を伺います。

3項目めに、団体が管理する街路灯についてお伺いします。

本市における街路灯は、大きく分けて三つあり、建設水道部都市施設課が所管し、市が管理する街路灯、市民生活部（92ページで訂正）市民協働課が所管し、町内会が管理する防犯灯、経済部商工観光課が所管し、維持管理団体が管理する街路灯が挙げられます。

この中でも、維持管理団体が管理する街路灯について質問したいと思います。

団体が管理する街路灯は、夜間における交通安全の確保、商工振興の目的から設置され、現在は、市街地で9団体、北の峰地区で1団体、山部地区で1団体の合計11団体が管理を行っています。これらの街路灯の電気料金などのランニングコストは、全ての団体ではありませんが、LED化が進み、軽減されているものの、設置当初より負担軒数が減少し、1軒当たりの負担割合が高くなってきています。また、団体が管理する街路灯は、市が管理する街路灯と同じように老朽化が進み、更新の検討が必要なものが多くあるのが現状ではないかと思えます。

設置目的から考えると、この街路灯の費用は、受益者である事業者が負担してきたと推察されますが、現状は、

商業者だけではなく、一般住宅の居住者も負担している現状があると聞いています。ランニングコストは、会員に何とか理解を得ながら費用負担をお願いし、維持管理をしていますが、街路灯の更新や事故が起きた場合の損害賠償の支払いができるほどの蓄えはないのが現状ではないかと思えます。

幾つかの街路灯では、維持管理費抑制のため、点灯数を減らすなどの対応をとっている状況が多く見受けられます。そのような中で、今後、老朽化により更新が必要となり、大きな費用負担が発生した場合、それぞれの団体が費用負担をすることは現実的に難しい状況にあると感じます。そして、今後は、維持管理が難しく、全消灯や撤去を希望する団体がふえてくるのではないかと懸念をしています。

しかし、この街路灯は、防犯の目的もありますが、市民だけではなく、観光客のまちなかの回遊を促進し、飲食店を初めとした繁華街の活性化にもつながり、観光振興の観点では、安全な環境整備と観光のコンテンツでもある食の提供につながるものであることから、しっかり維持をしていく必要があり、また、観光が基幹産業の一つである本市にとっては、街路灯整備は観光振興の観点でも戦略的に進める事案であると考えます。現在の団体により維持管理が難しくなってきたことを考えると、維持管理体制を再構築する必要があると考えます。

そこで、4点お伺いいたします。

1点目に、街路灯維持団体の現状についてどのように把握をしているのか、見解を伺います。

2点目に、団体が管理する街路灯の老朽化の現状についてお知らせください。

3点目に、団体が管理する街路灯の老朽化による倒壊を起因とする事故が起きた場合、損害賠償責任の所在はどのようなものか、見解をお伺いいたします。

4点目に、団体が管理する街路灯の維持管理体制の再構築が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、2件目の学校屋外施設・設備の安全確保について質問します。

本市では、本年1月に市内小・中学校13校の校舎、体育館を対象に、維持管理と財政負担の縮減や平準化を目的に富良野市学校施設長寿命化計画を策定しましたが、この計画の中では、グラウンドや遊具、フェンス、柵などの学校屋外施設設備については触れられておりません。

しかし、児童生徒が屋外で安心・安全に伸び伸びと体を動かせる環境を維持していくことは重要であり、学校における屋外施設についても、日常の安全管理と計画的な整備、修繕が必要と考えます。

1項目めに、学校屋外施設・設備の安全管理の実態についての1点目として、学校屋外施設・設備の日常点検、損傷箇所の発見から修繕までの流れなど、どのような管

理体制をとっているのか、お知らせください。

2点目に、主要な道路と面するグラウンドとの境界の柵やフェンスなどの設置基準や考え方をお知らせください。

3点目に、授業や部活動、また少年団活動など、屋外での活動時に施設の損傷や不備により事故が発生した場合の対応や責任の所在について見解をお伺いいたします。

2項目めに、1点、学校長寿命化計画では触れられていない学校屋外施設の整備更新の考え方について見解をお伺いし、1回目の質問を終わります。

済みません、誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

街路灯の質問の中で、総務部市民協働課が所管しと申しましたが、市民生活部市民協働課の誤りですので、訂正をさせていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

水間議員の御質問にお答えいたします。

1件目の市道における街路灯及び街路樹の適正な管理についての1点目、市道における街路灯の老朽化対策についてであります。市道における街路灯の老朽化の現状につきましては、現在、563基の街路灯を管理しており、昨年春先に一斉点検を行った結果、8基について腐食による劣化が見られたため、腐食箇所には鋼板による修繕工事を行っております。

本年度も、随時、点検を行っており、現在のところ、大きな劣化は発見されておきませんが、今後においても定期的な点検を行い、倒壊や折損することがないように維持管理に努めてまいります。

次に、市道における街路灯の整備更新の方法、優先順位などの考え方につきましては、街路灯は、道路附帯施設として道路改良事業において設置するものがほとんどであり、その他交差点内が著しく暗く危険であると判断した場合には交差点照明を設置しております。更新の考え方につきましては、定期的な点検の結果、修繕だけでは倒壊等の危険があると判断された場合に、随時、更新を行ってまいります。

2点目の市道における街路樹の適正な管理についてありますが、街路樹の剪定や伐採などの管理基準の考え方につきましては、樹種により成長度合いが異なることから管理基準は設けておりませんが、成長に応じ、3年から4年周期で路線ごとに定期的に剪定を行っております。

また、パトロールや住民からの情報により通行に支障を来す場合には部分的な剪定を行うなど、今後も安全確保に努めてまいります。

次に、針葉樹の倒木の危険性につきましては、一般的

に、広葉樹に比べ、針葉樹は若干根が浅いと言われており、また、歩道の中の植樹ますに植えることから、根が安定するまでは添え木を立てて維持管理を行っております。

現状の街路樹の根は安定していると判断しておりますが、今後も定期的な剪定を行い、交通の支障や倒木などのないよう、緑化審議会などとも協議を行いながら維持管理に努めてまいります。

また、老朽化により暴風時に倒木の危険があると判断した場合は、伐採及び植えかえを行ってまいります。

3点目の団体が維持管理する街路灯についてであります。維持団体の現状把握につきましては、富良野市街地、北の峰地区、山部地区、合わせて11団体が街路灯の電気料金や電球の交換、柱の塗装などの経費を負担しているところであり、各団体の構成戸数は、近年の人口や店舗数の減少により減少傾向にあり、それに伴い、維持管理の継続が難しくなっているともお聞きをしております。

次に、商店街街路灯の老朽化の現状についてであります。団体が設置、管理している街路灯は現在133基で、多くが塗装の剝離やさびの発生が認められる状況にあり、老朽化が進んでいると認識しております。

次に、老朽化による倒壊を起因とする事故が起きた場合の損害賠償責任の所在につきましては、維持団体が管理している街路灯は道路占用物件となっており、道路法第39条の8により、占有者がその物件の維持管理をしなければならないとされております。また、第39条の9では、適正な維持管理をしていないと認められたときは改善を命ずることができることとされており、事故が起きた場合の責任は占有者である維持団体となります。

次に、維持管理体制の再構築についてであります。団体による維持管理が今後困難となる状況が想定されるとともに、街路灯は、商店街の照明灯としての役割があるほか、地域の防犯灯としての役割も担っていることから、市民生活や本市の観光に支障を来さぬよう、維持管理体制の再構築について、維持団体や関係部署と連携し、方策の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 一登壇一

水間議員の御質問にお答えいたします。

2件目の学校屋外施設・設備の安全確保についての1点目、学校屋外施設・設備の安全管理の実態についてであります。日常点検など管理体制につきましては、日常的に各学校において教職員が目視の点検を行っており、教育委員会では、校舎の定期点検時に合わせて屋外施設についても点検を行っております。修繕の必要な箇所が

確認された場合は、必要性や緊急性に応じ、修繕を行っているところであります。

次に、道路と面するグラウンドなどの境界の柵などの設置基準についてであります。文部科学省学校施設整備指針において、柵などの防球ネット、フェンスなどは、運動場と校舎などの建物との位置関係、運動場周辺の住宅、道路などの状況に応じ、安全性を確保し、計画することが望ましいとされており、本市は、この指針に基づき、整備しております。

次に、屋外施設で行われる授業、部活動や少年団活動での使用時に、施設の不備により事故などが起きた場合の対応や責任の所在についてであります。事故が発生した場合は、事故の原因が学校施設の構造上の欠陥や管理上の不備などによるものであり、設置者に責任があると確認された場合は、被害者に対し、学校災害賠償補償保険により補償することが基本であると考えております。

また、子供たちの学校管理下におけるけがなどは、日本スポーツ振興センター災害共済により、少年団活動におけるけが、事故などは、少年団加入児童が加入するスポーツ安全保険により補償されることとなっております。

2点目の学校屋外施設の整備更新の考え方についてであります。富良野市学校施設長寿命化計画策定の資料とするため、平成30年12月に実施した小学4年生から中学3年生までの児童生徒及び学校教職員を対象に行った学校施設整備に関するアンケート調査において、グラウンドに関する質問では、広さで84%が満足、快適さ、安全性でも70%が満足との回答であり、また、どのように改善したらよいかとの意見では、柵をもっと高くしてほしい、遊具をふやしてほしい、グラウンド近くにトイレをつくってほしいなどといった意見があったところであります。

屋外施設の更新につきましては、学校点検の状況やアンケート調査の意見も参考にしながら、体育授業や体育的行事、部活動、休憩時間の活用など、利用形態に応じ、必要な機能を確保するため、グラウンドの暗渠整備、防球ネットやフェンス、遊具などの設置、更新について、状況を総合的に判断し、優先順位を定め、進めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、1件目の市道における街路灯及び街路樹の適正な管理の市道における街路灯の老朽化の対策ということで御答弁をいただきました。

ここについては、563基の街路灯の点検を行ったというふうに説明がありましたけれども、この点検を行った範

囲を確認させていただきたいと思います。

先ほど市の街路灯には三つあるというような説明をさせていただきましたけれども、市の管理する街路灯のみなのか、それとも、商店街の管理するものとか防犯灯も含めて点検を行ったのか、その点検の範囲について御答弁をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

答弁にありました市の街路灯563基の点検の範囲ということにつきましては、昨年春先に一斉点検ということでお答えさせていただきました。

こちらにつきましては、数的には市街地が圧倒的に多いのですが、まずは市街地の点検が春先に終わっております。それ以降につきましては、順次、点検を行っているというような範囲となっております。（発言する者あり）

申しわけありません。点検の範囲は、市の管理する563基の街路灯ということですので。（発言する者あり）商店街の管理するものと防犯灯は含まれておりません。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） いま、市の管理する街路灯のみで、商店街と防犯灯については入っていないという説明がありました。

市の管理する街路灯について、老朽化の点検を行った検査の方法とその評価方法についてはどのように行ったのか、御答弁をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 昨年春先に行った点検の方法になりますけれども、こちらのほうは、一つ一つ見て、目視による点検となっております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） その目視点検という方法は、老朽化を正確に判断できるものなのかどうかという見解についてお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 基本的には目視ということになりますけれども、劣化が進んでいるなどといったようなときには、物等でたたいて音を確認する等しているところですので。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） 次に行きます。

街路樹についてですが、先ほど御答弁があったように、樹種によって成長速度等も違うので、一定の管理基準ではなかなか難しいということは理解します。

2015年に行われた緑化審議会の中でもこの管理基準については言及されていまして、議事録を見る限りでは、その中でもそのような答弁があったように私も把握しております。

ただ、そういう一律の基準を設けることが難しいということは理解できるのですが、そんなに細かい基準ではなくて、客観的に、市民の方も担当者も、担当者によって判断基準が分かれるのではなくて、担当者がかわった場合も一定の基準のもとで管理を行っていきけるように、簡易なものでもいいので、わかりやすい管理基準を定めるべきではないかなというふうに考えるのですが、その辺について御答弁をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

管理基準を定めるべきではないかということでございます。

緑化審議会の中でも管理基準について話し合われた経過があるように聞いておりますけれども、やはり、先ほどの答弁にもありましたように、ある程度その路線ごとにやっていかなければならないというところもありまして、おおむね3年から4年周期で路線ごとに順に剪定作業を行っております。

また、それ以外にも、やはり樹種によって伸び方等も違いますので、市民の情報等もいただきながら、随時、管理を行っていくことになろうかというふうに思っています。

以上です。（発言する者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 再答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 答弁がちょっと足りなかったようで、管理基準をつくらないのかということでございます。

富良野市独自というものでは持っておりませんが、北海道のほうで街路樹の点検マニュアルが作成されております。その辺も参考に維持管理を行っていきたいというふうに思っております。

ただ、市民がわかりやすいような快適な管理方法といったようなことに関しましては、また審議会等とも相談させていただきながら、市独自のものが必要かどうかということも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） その管理基準についてですけれども、私が言った趣旨としては、担当者がかわたりしたことによって、担当者の見方によって変わるものではないかと思えます。木も長期で成長していくものですから、長い視点に立って、しっかりとした一律の基準を設けていただきたいということで質問したのです。

前向きに検討していただくという御答弁をいただきましたけれども、もう一つの方法として、点検業務、伐採も含めて、知識のある民間の事業者をお願いするという方法も一つではないのかなというふうに考えています。職員の点検もそうですし、市民からの声ももちろん大事かもしれませんが、そういった専門業者に点検、剪定作業も含めた一括の民間委託の方法もあるのではないかと思うのですけれども、そのあたりの見解について御答弁をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

○建設水道部長（小野豊君） 水間議員の再々質問にお答えいたします。

過去には、街路樹の管理を一括して委託するといったような議論もした経過がございます。ただ、もうかなり前にはなるのですけれども、やはり、点検も含めての委託費用ということになりますので、その当時は断念したという経緯がございます。

いまも予算等については余り多くとれないといったようなところもありますが、その部分も改めて検討する必要があるのかなというふうには思いますので、予算等の部分も考慮しながら、一括の管理を含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） それでは、次に、団体が管理する街路灯に移ります。

先ほど、現状については目視でさびているところがあるようだというような見解がありましたけれども、こちらについても、市が管理する街路灯と同じように、先ほどは市が管理する街路灯も目視でと言っていましたけれども、まずはしっかりと点検を実施していかなければいけないのかなと。そして、点検をした上で、まずは老朽化の状況についてそれぞれの維持団体としっかりと共有することが大事かと思えますけれども、点検実施の考えについて御答弁をお願いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

街路灯の点検とその共有というところであろうかと思っております。

市長の答弁にもありましたとおり、いま、商店街等の街路灯の管理については11の維持団体がやっているということでもありますけれども、市の役割としては、維持団体の支援ということで、電気代の支援ですとか改修に関する補助とか、そういうもので支援をしているところがあります。

先ほどの答弁の中でも、街路灯については、目視で確認をさせていただいて、老朽化が進んでいるということは認識していると報告をさせていただきました。一方では、維持団体の関係でありますけれども、会員が少なくなる、あるいは、出入りがあつたりということで、維持団体として停滞しているところもあるというふうにお聞きをしています。それで、責任の所在等もいまはすごく曖昧になっているところがありますので、街路灯の点検もありますけれども、まずは団体の現状を把握することも、その両方が必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） 責任の所在についても、いま触れられていましたけれども、この維持管理団体というのは任意団体であるため、管理責任の所在というのがやはり曖昧な状況にあるのかなというふうに考えています。エリア全体の責任なのか、それとも、団体の代表者の責任なのかということもありますし、また、そのエリアの中でも、負担をしている方と負担をしていない方がいると思います。そのような中で、費用を負担していることで責任が発生するというような図式が成り立ってしまうと、なおさら撤去を望む声というのは強くなってしまっているのではないかなというふうに考えています。

また、先ほど部長からも答弁があったように、そのエリア内で居住者の入れかえがあるので、昔住んでいた人には責任がなくて、新しく入ってきた人に責任があるんだよというようなことになってしまうと、なかなか歯がゆいところがあるとか、責任について話し合うときに難しい問題が出てきてしまうのではないかなというふうに考えています。

いま現状で、その責任の所在をはっきりできない現状がありますので、一つの方策として、私が聞いている限りでは、それぞれの維持管理団体で独自に、事故が起きた場合の損害賠償の保険に入っているところはないというふう聞いていますので、その損害賠償の保険料を公費で負担して安全を担保することも一つの方法ではない

のかなというふうに考えるのですが、公費による損害賠償保険の加入の考え方についてお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

公費での保険の加入ということでありませけれども、先ほどの答弁でもありましたとおり、いまは市としても維持団体の現状を余り把握していない状況でありまして、例えば、維持費の予算を確保しているところ、していないところ、また、運営の部分についてすごく停滞していて動きのないところもあります。また、責任の所在ですとかそういうところが明確にわかっていないところもありますので、まずはその把握からさせていただいて、保険の関係についてはまた次の段階の話になろうかなというふうに思っています。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） もう一つ、ここについて、やはり、それぞれの団体でも維持するのが難しいというような声が行政にも届いているかと思うのですが、例えば、団体から、維持管理が難しいのでこの街路灯を受け入れてほしいというような要請が行政側にあった場合の対応について、現状でもし考えていることがあればお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、課題としては、設備、街路灯の老朽化がまず1点と、もう一つは、維持団体がこれから運営できていくのかどうか、この2点かなというふうに思います。ですので、そのあたりを中心に、まずは現状の把握から始めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） この街路灯について、最後の質問をさせていただきます。

ちょっと抽象的になってしまうかもしれませんが、先ほど1回目の質問でも話をさせていただきましたけれども、まちなかの街路灯については、これからさらに整備をしていくというような団体はなかなか難しいと思います。ただ、観光地である富良野市にとっては、まちなかというのも一つの観光資源であると思いますので、いま、中心市街地の再開発、都市再生整備計画事業を進めていますけれども、その一環として街路灯も含めて計画的に

考えていく必要があると思うのですが、そのあたりについて見解をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 水間議員の再々質問にお答えいたします。

いまは、観光の面でも、まちなかを観光客あるいは市民が歩けるような環境が整えられています。先日、観光の関係者とも意見交換をしたところでありますけれども、特に、冬季観光については、スキー場とまちなかが非常に近くて、スキー場とまちを連携した形で魅力を発信してはどうかというような話もありました。そういうことで、まちなかの美観の形成ですとか、あるいは、観光客が安心して歩けるような環境というのは大切というふうに思っておりますので、関係部署と意見交換等を含めて情報収集をしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） それでは、2件目の質問に移させていただきます。

ここについては、1点だけ再質問させていただきたいと思っております。

先ほど、道路と面する境界の設置基準というようなことで、文部科学省の言っている基準を参考にしながらというような話がありましたけれども、道路との境界の柵やフェンスの設置基準については、富良野市独自ではなかなか明確なものがないし、先ほどの話では、文部科学省の指針もなかなか明確なものではないというふうに感じます。

そのような中で、事故が起きた場合の責任はとりづらいついかなというふうに思います。例えば、野球やサッカーをすることが想定されるグラウンドで、簡単にボールが柵を超えてしまうような高さであった場合は、何を基準にして設置しているのかということがなかなか明確にならないのではないのかなというふうに思います。例を挙げますけれども、僕が見ていて危ないなと思うのが、国道沿いにある富良野小学校のグラウンドと国道との間にあるフェンス、あれが非常に低くなっていて、子供でもボールを投げれば簡単に超えるような、ボールを蹴れば超えるような高さではないかなというふうに思っています。では、ボールがその柵を超えて車に当たってしまいました、それで事故が起きたという場合の責任はどうなのかというのも、なかなか判断が難しいところなのかなというふうに考えています。

ただ、僕がいま言いたいのは、誰の責任なのかをはっきりさせなさいということではなくて、競技を楽しんでいる子供たちが事故を起こしてしまったら、その子供は、

事故を起こしてしまった経験から、もしかしたら、積極的に競技に臨めなくなってしまうかもしれないし、その競技をやめてしまうかもしれない。そういったことは、子供の才能を奪うことになるのではないかなというふうに僕は思います。そういったことがないように取り組んでいくのが我々行政の仕事でもあるし、地域の大人の責任なのかなというふうに考えています。

そのような中で、市の見解として設置基準をしっかりと明確にした上で、柵やフェンスの整備を進めていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、改めて見解をお伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀渕雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀渕雅彦君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

いま、具体的に富良野小学校の例を出していただきましたけれども、まずは、答弁をさせていただきましたとおり、学校管理下の中では、学校施設の整備方針にのってやっているところでございます。

ただ、議員の御指摘のとおり、まずは少年団という部分になるかと思いますが、少年団は、学校の活動の部分とはまたちょっと違うところではありますけれども、平成31年3月に学校施設の整備方針が改定されております。そんな中で、学校というのは、やはり、地域にとって身近な施設であり、また、地域の生涯学習、あるいはまちづくりの核となる施設であるということで、それらも踏まえた中で整備を考えてほしいというふうに言われているところでございます。また、学校によりましては、体力づくり等々もコミュニティ・スクールあるいは地域の中で考えていきたいというような要望も出ておりますので、今後の整備におきましては、それらの対応が検討できるような方法も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、水間健太君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

18日、23日は議案調査のため、19日から22日は休日のため、休会であります。

24日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 17 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 宮 田 均

署名議員 洪 谷 正 文